



議案第 号

訴えの提起について

事件の概要

相手方は、平成25年(2013年)11月8日から [REDACTED] (以下「本件住宅」という。)に入居し、令和元年(2019年)10月1日に大阪府八尾市へ転出したにもかかわらず、本件住宅を返還しなかった。そこで本市は、令和3年(2021年)12月8日、宝塚市営住宅管理条例第42条第1項の規定により相手方に対し、同月28日までに本件住宅を明け渡すよう求めたが、履行しないので、やむを得ず住宅明渡し請求等を提訴しようとするものである。

宝塚市営住宅管理条例(抜粋)

(住宅の明渡し請求)

第42条 市長は、入居者が次の各号のいずれかに該当する場合において、当該入居者に対し、市営住宅の明渡しを請求することができる。

- (1)～(3) (略)
- (4) 正当な理由によらないで15日以上市営住宅を使用しないとき。
- (5)～(7) (略)
- 2 前項の規定により市営住宅の明渡しの請求を受けた入居者は、速やかに当該市営住宅を明け渡さなければならない。
- 3 (略)
- 4 市長は、第1項第2号から第6号までの規定に該当することを理由に同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対し、請求の日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃等の額の2倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。
- 5・6 (略)